

(様式3)

平成31年 1月15日
京丹後市

「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画（案）に対する意見の募集を、平成30年12月11日から平成31年1月11日まで行いました。その結果、1件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画の策定等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画の策定を行うため、平成30年12月11日から平成31年1月11日まで意見の募集を行いました。

その結果、1件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、平成31年3月末日を目処に第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画の策定の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 京丹後市市民環境部市民課
住 所： 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889
電 話： 0772-69-0210
F A X： 0772-62-6716
電子メール： shimin@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
(1) 障害のある人の人権問題に対する施策の方向について	京丹後市でも手話言語条例制定に向けての取り組みが進んでいるとお伺いし、大変うれしく感じています。 2019年頃の制定が予想されるとのことですが、それまでの期間、可能な範囲で進捗情報(経過報告)を発信いただけると幸いです。	現在、市では、「京丹後市手話言語条例」の制定に向けて取り組んでいます。条例骨子案について、平成30年12月25日から平成31年1月15日までパブリックコメント手続きにて意見を募集するなど、広く周知に努めました。